

取扱注意

令和7年度

土木工事単価表
(7/1 改定版)

※ この単価は 令和7年7月1日 以降施行伺い起案日の
適用となります。

札幌市

本表適用上の留意事項

- 1 目次のページ(当面の間土木のみ)については年度当初のものであり年度途中で改訂がある場合は1～2ページのズレを生じることがあるので注意すること。
- 2 単価表に定める単価は、標準であり、これによりがたい場合は、別途考慮するものとする。

また、これに定める単価の適用にあたっては、技術的根拠等に基づき品質・規格・価格等を慎重に検討し使用資材を選定のうえ、適合する単価を使用すること。

なお、単価表に記載の価格には消費税及び地方消費税は含まれていない。

更に、諸経費(間接経費、一般管理費)が含まれている単価が一部あるので留意すること。
- 3 単価表には札幌市発注工事で使用実績があり、かつ汎用性のある資材を掲載している。

また、固有の商品名をもって表示されている資材もあるが、この資材が札幌市指定の製品というわけではないので、誤解のないよう取扱われたい。
- 4 一般的な資材については、共通仕様書で品質・規格を明示してある。それ以外の資材の選定にあたっては、極力特定銘柄の指定を避け同等品をグルーピングして、受注者がその中から選択できるようにしている。
 - ◎ 銘柄を廃止した品目の扱いは次による。
 - ・ 特定の銘柄名及び取扱店等は公示設計書等に記載しないこと。
 - ・ 銘柄をグルーピングしてある品目の規格・品質等は特記仕様書に公示する。
 - ・ JIS等の規格による場合には、その規格等の番号・記号等を明記すること。
 - ◎ 銘柄を特に指定する場合の扱いは次による。

特定銘柄を使用する場合は技術的根拠、同等品との比較状況等採択理由を明確にしておくこと。

なお、この場合も取扱店等は公示しない。
- 5 単価の適用は施行伺いの起案日とする。
- 6 この単価表に記載のない単価については、次の通り取扱うものとする。

各工事発注局の特殊性により、同一局内での工事の使用に限られると想定される単価については、札幌市工事施工規程第2条第6項の工事等担当部長が価格動向調査や別に定める要領に基づき見積りの実勢価格を勘案して定めるものとする。(平成18年3月9日付財政局理事決裁)

土木シート目次

1. 油脂・ガス	1
2. アスファルト	1
3. セメント・コンクリート	2
4. コンクリート混和剤	4
5. 爆薬類	4
6. 鋼材	4
7. 鋼管杭・鋼矢板	8
8. 既製コンクリート杭	10
9. 工場製作資材	12
10. 鋼橋	12
11. PC橋	14
12. 橋梁附帯資材	14
13. 塗料	19
14. 目地材	21
15. 止水板	21
16. シート・ネット	21
17. コンクリートブロック	22
18. 管	23
19. 側溝・樹	26
20. 排水材	31
21. 樋門・樋管	32
22. 道路附帯資材	34
23. 河川附帯資材	34
24. 防護施設	35
25. 道路標識	39
27. 雪崩予防柵	41
28. 道路照明機器	41
29. 法面植生資材	42
30. 法面防護資材	42
31. 法止	43
32. かご	44
33. 土木用木材	45
34. 緑化環境保全用資材	46
35. 下水道用資材（土木関連）	46
37. 軽量盛土材	47
39. ボーリング用資材	47
40. アンカー用資材	49
41. その他資材	51
43. 電線共同溝	53
47. 市場単価	56
48. 建設用仮設材質料	126
49. 建設機械賃料	128
50. 建設機械等運搬	132
51. 電力料金	135
52. トンネル	135
53. 共通仮設費関係	136
54. 積算基準特定単価関係	136
60. 骨材類	137
66. 処分費関連	137